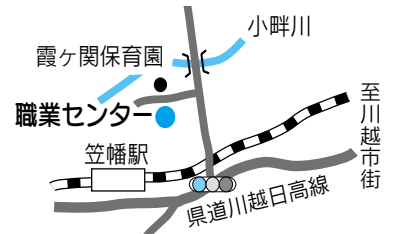


施設めぐり

職業センター

TEL 232-9911



同センターは、身体障害者または生活保護世帯の方で、一般の会社に就職することが困難な方に、働く機会を提供しながら、自立を支援する通所施設です。

利用者は、はがき・冊子の印刷、缶のふた・値札ケース・空き箱の作成、スプレーノズルのはめ込みなどの仕事をしています。どれも根気のいる仕事です。利用者は持てる力を発揮して、生き生きと働いています。



この時期は、年賀状印刷の仕事が多くなる季節。同センターでイラストや自筆の文字などを印刷した年賀状が、正月には、市民の皆さんの手に届くかもしれませぬ。

人権教育シリーズ

ともに生きる社会をめざして⑤

人権推進課・TEL 224-5579

このシリーズは、自立生活問題研究所長・谷口明広さんを招いて行った、人権問題講演会の要旨を人権推進課でまとめたものです。

稚内市から一番近い病院があるのは、旭川市ですね。片道でも車で六時間かかるそうです。障害があるから訓練を受けに行こうと思っても、六時間もかかり、簡単には行けないのです。そうしたら、

どうしているかというところ、子供が2歳になるまで我慢するんです。そして、2歳になったら、母子で一年間も入院してリハビリを受けるのです。一年間を過ごして、訓練がうまくいった子供たちは、故郷に帰れます。リハビリの効果があまり上がらなかつた子供たちは、母親だけが故郷に帰り、本人は入所施設に入れておられます。

そこで、親子関係が途切れる危険性があります。それからは、ずっと近隣の施設に入ったり、特別支援学校へ行ったりして、死ぬまでずっと故郷には帰らないというものが、北海道で生まれた重度障害のある子供たちの一生ですね。そういう問題は、さみしいと思いい

ます。

今日のテーマは、「ノーマライゼーション」です。この言葉は、今あまりはやらないのかもしれませんが、「ノーマライゼーション」とは、ノーマルにしていこうということでしょうか。ノーマルというのは、障害のある方も障害のない方も、一緒に住める世の中にしていきましよう、便利な世の中にしていきましようという非常に良い言葉です。

障害のある方が、固まって生活している環境は、そんなにノーマルじゃないですよ。施設へ行きますと五十人、六十人、あるいは百人の障害のある方が同じ生活がされています。だいたい、山の上です。街の中に施設はありません。そんな所で、普通の生活を送るのは無理ですよ。施設は、やっぱりだんだん少なくていくべきだと私は思っています。

(つづく)



問い…私は市・県民税を口座振替で納めています。口座名義人の夫が亡くなりました。今後、どのように納めたらよいでしょうか。

答え…現在の口座からは、口座振替ができなくなります。新たに、別の名義人の口座振替の申し込みが必要です。

収税課、または市内に支店がある金融機関窓口で、口座振替の手続きをしてください。手続きには、納税通知書番号が分かる書類(納税通知書など)、預金通帳、預金口座の届け出印を持参してください。また、窓口納付を希望される場合は、収税課までご連絡ください。窓口用の納付書を送付しますので、金融機関などの窓口で納付をしてください。

問い合わせ…収税課収税管理担当・TEL 224-5686

けんこうメ 自分合った運動を見つけてみましょう

健康づくり支援課成人保健担当・TEL229-4124

便利なものが普及している現在、体を動かす機会が減っています。体を動かすことには、どういふ効果があるのでしょうか。

筋肉を使うことで、エネルギーが消費されます。その結果、肥満症の改善や生活習慣病の予防へとつながります。

食事だけで減量すると、脂肪と一緒に筋肉も落ちてしまいます。運動と合わせて行うことで、筋肉

を維持しながら効果的に脂肪を減らすことができます。運動を習慣化していくためには、生活のなかにかにうまく取り入れられるかが、ポイントになります。

生活習慣病の予防には、「酸素運動」が多く使いつながら行う「有酸素運動」が効果的です。ウォーキング・水泳・エアロビクスなどがこれにあたります。時間を作って運動することが難しい場合は、運動ではな



く生活活動という観点から工夫をしてみたいかがでしょうか。例えば、職場で階段を使う、昼休みに歩く、一駅前で降りて歩く、自宅から駅まで早足で歩くなど。自分の生活スタイルに合わせて無理なく継続できる方法を見つけてみましょう。



川越市地球温暖化対策地域推進計画の重点プロジェクト⑥では、みんなではぐくむ緑のまち「緑のまちづくりプロジェクト」を推進していきます。

緑は、私たちの心に潤いや安らぎを与えてくれます。また、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、都市の防災機能など、さまざまな役割を持っています。

市では、「保存樹林」や「市民の森」の指定制度による保全、生け垣設置や屋上・壁面緑化の補助金、苗木の無料配布などで、緑の普及促進を図っています。

市役所や保育園など27の施設では、「緑のカーテン」モデル事業を実施しています。この事業は、ヘチマやゴーヤなどのつる性植物で、カーテンのように覆うものです。見た目に涼しさを感じさせます。同時に、部屋に差し込む日差しを遮り、葉から出る水蒸気によって室温を5℃前後下げる効果があります。また、実がなるつる性植物を植えることで、狭いスペースを菜園として利用し、楽しめます。

家庭で取り組みやすい緑化の普及をはかり、緑あふれるまちづくりを進めることで、二酸化炭素(CO₂)排出量の削減を目指します。

問い合わせ…環境政策課・TEL224-5866

消費生活レポート

173 古い消火器の取り扱いにご注意ください！

事例

9月15日と16日に、腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し負傷者が出る事故が相次いで起きました。

消費者へのアドバイス

- ①消火器を、風雨にさらされる場所や、湿気が多い場所に設置しないでください。
- ②消火器の状態を目で見て確認し、腐食が進んでいるものは、絶対に使用しないでください。
- ③不要になった消火器は、消火剤放射や解体の廃棄処理は自分で行わず、消火器メーカーに廃棄処理を依頼してください。特に腐食が進んでいる加圧式の消火器は、破裂の危険性が大きいので、速やかに専門業者に処理を依頼しましょう。



消火器処理の連絡・相談窓口

消火器の製造メーカーを確認し、直接問い合わせてください。各メーカーの連絡・相談窓口は、(社)日本消火器工業会(TEL03-3866-6258またはホームページ)で確認できます。

消費生活相談

生活情報センター・市民相談室分室で行っています。詳しくは、毎月25日発行の広報川越・市民相談案内をご覧ください。

問い合わせ…生活情報センター(アトレ六階)

TEL226-7066

(相談専用・TEL226-7476)

Report